

日本実業団バレーボール連盟加盟チーム登録規程

昭和41年2月6日制定 昭和49年2月9日改正
昭和53年2月12日改正 平成6年5月21日改正
平成8年5月18日改正 平成12年2月3日改正
平成19年4月28日改正 平成20年4月26日改正
平成21年4月18日改正

日本実業団バレーボール連盟規約、目的に基づき加盟チーム登録規程を下記のとおり定める。

- 第1条 本連盟を組織する都道府県実業団バレーボール連盟の加盟チーム(以下「加盟チーム」という。)は、企業体、官公署、商店又は学校等に勤務する者及びこれに係する者により有効に構成されたチームとする。
- 2 都道府県実業団バレーボール連盟(以下「都道府県実連」という。)は、本規程の定めるところにより、その加盟チーム及び構成員を本連盟に登録しなければならない。
- 第2条 加盟チーム及びその構成員の登録は、毎年4月末日までに(財)日本バレーボール協会が所有するJVA個人登録管理システム(以下「MRS」という。)により都道府県実連を経由して行うものとし、登録が完了したときに、本連盟に有効に登録されたものとする。
- 2 前項の規定によりチームが登録されたときは、そのチーム及び構成員の登録は4月1日にされたものとみなす。
- 3 都道府県実連は、毎年5月末日までに前項の登録をしたチームについて本連盟に報告し、併せて所定の会費を納入しなければならない。
- 4 都道府県実連が組織されていない場合は、都道府県実連とみなされる組織又は都道府県バレーボール協会(実業団部担当)に前項の登録手続き又はその代行を依頼するものとする。
- 第3条 加盟チームの構成員は1人1チームを原則とする。ただし、3チームを限度として、本連盟に加盟する複合チーム等の構成員となることができる。
- 2 前項の規定により複数チームに登録された構成員は、同一種別の競技会には1チームに限り選手として出場できるものとする。また、大会開催要項等により出場資格が定められている場合は、これに従うものとする。
- 第4条 加盟チームは、構成員を追加し、又は抹消する必要があるときは、MRSにより追加又は抹消の登録を行わなければならない。
- 2 前項の登録が完了したときは、この日から本連盟への登録を有効とする。また、第2条第2項に規定する日以降に新たにチーム登録があった場合においても同様とする。
- 第5条 登録に虚偽の申請をしたとき、あるいは本規程に反したとき及び登録構成員としてふさわしくないものと本連盟が認めるときは、関係機関(都道府県実連、(財)日本バレーボール協会、都道府県バレーボール協会等)と協議の上、加盟チーム並びに登録構成員の登録を拒み、若しくは取消し、又は一定期間の出場を停止することができる。

附則：改正後の規定は、平成21年度に登録するものから適用する。